事　務　連　絡
令和８年11月12日

保険医療機関・助産所　各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部
改正に伴う出産育児一時金等に係る業務の対応等について

平素は、国民健康保険の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年10月20日付け厚生労働省保険局長通知（保発1020第54号）「「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について」（以下「厚労省通知」という。）により、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施要綱における「異常分娩」という用語を「保険診療を伴う分娩」に、「正常分娩」という用語を「保険診療を伴わない分娩」にそれぞれ置き換えることとされました。

つきましては、これに伴う出産育児一時金等の業務処理における取扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、ご承知おき下さいますようお願いいたします。

記

1．用語の置き換えに伴う請求支払関係帳票の取扱い

厚労省通知により下表のとおり用語が置き換えられます。

これに伴う各システムの改修は令和9年3月末を予定していることから、令和９年４月送付分の請求支払関係帳票から新用語を印字して送付いたします。

【用語の置き換え】

旧用語	新用語
正常分娩	保険診療を伴わない分娩
異常分娩	保険診療を伴う分娩
正常分娩分	保無１０日
異常分娩分	保診有り分
支払早期分	保無２５日

【修正対象の請求支払関係帳票】

帳票名
支払額通知書
支払額内訳書
返戻通知書
過誤調整結果通知書

2．分娩機関から提出される請求書等の取扱い

(1)　出産育児一時金請求用ソフトについて

出産育児一時金請求用ソフトについても、令和９年３月末に改修を予定しています。

改修後は、分娩機関において出産育児一時金請求用ソフトの再インストールが必要となるため、本会より再インストールについて改めてご案内する予定です。

なお、同システムから出力される請求データに変更はないため、令和９年４月以降に再インストール前のソフトを使用して請求した場合も、返戻することなく従前どおり処理いたします。

(2)　請求書等の様式及び旧用語の取扱いについて

紙の請求書については、本会ホームページに新様式を掲載しておりますのでご利用ください。

なお、厚労省通知による用語の変更後も、当分の間、分娩機関から受付時及び請求取下げ依頼時に提出される以下の帳票については、旧用語を使用したものが提出された場合であっても、返戻することなく従前どおり処理いたします。

【対象となる帳票】

帳票名
出産育児一時金等代理申請・受取請求書
出産育児一時金等請求取下げ依頼書

3．その他

前１及び２の取扱いについては、厚生労働省保険局と協議済みであることを申し添えます。

事務担当
介護福祉部福祉事業課
佐原・松村
045-329-3460